

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条の規定によって、次のとおり土地  
立入りの許可をした。

令和六年八月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

中国電力ネットワーク株式会社

二 事業の種類

二二〇kV新三原支線新設工事

三 立入りの目的

調査及び測量

四 立ち入ることができる土地の区域

三原市高坂町真良二九七一番二、三三九五番、本郷町船木字大谷一〇二七三番、一〇二

七五番、字北大平五二九二番一、五二九二番二及び五二七七番

五 立ち入ることができる期間

令和六年八月八日から令和七年三月三十一日まで